○環境省告示第九十五号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、平成九年環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のとおり改正する。

平成二十三年十月二十七日

環境大臣　細野　豪志

別表カドミウムの項中「0.01mg／Ｌ以下」を「0.003mg／Ｌ以下」に改め、「日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法」を「日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）(以下「公共用水域告示」という。)付表８に掲げる方法によることができる。）」に改め、同表中「mg／Ｌ」を「mg／Ｌ」に改める。

別表総水銀の項中「昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）(以下「公共用水域告示」という。)」を「公共用水域告示」に改める。

○北陸地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　加茂都市計画道路事業三・五・七号　宮寄上加茂線

三　事業施行期間　自平成二十三年十月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　新潟県加茂市新町一丁目、新町二丁目及び若宮町一丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十七日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　津幡都市計画道路事業三・五・三号　中央通り線

三　事業施行期間　自平成二十三年十月二十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県河北郡津幡町字津幡リ、津幡ヌ及び津幡ル地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百六十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市西京区大枝沓掛町八番一五から同市西京区大枝沓掛町一二番四まで	前	一一九・二三～一七二・六〇メートル	〇・〇八一キロメートル
	後	一一九・二三～一七五・〇六	〇・〇八一

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

十月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省職員の職務遂行の義務に関する質問主意書（浅野貴博提出）

報告書受領

十月二十五日内閣から次の報告書を受領した。

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成二十二年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

参議院

質問主意書提出

十月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

オバマ米国大統領の広島等訪問に対する政府見解に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第三号）

報告書受領

十月二十五日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成二十二年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。

人事異動

内閣府

北澤　義博

願に依り情報公開・個人情報保護審査会委員を免ずる（十月二十一日）

（国際平和協力本部事務局次長）

髙橋　憲一

内閣府事務官

国際平和協力本部事務局長羽田浩二帰朝につき同事務局長事務代理を免ずる（十月二十四日）

法務省

青柳　幸一　大橋　洋一　川岸　令和

小林美智子　菅沼　一王　鈴木　善和

野坂　泰司　野村　創　野呂　充

毛利　透　山本　隆司　川神　裕

判事

八木　一洋

判事兼簡易裁判所判事

伊藤　寿

同　高島　義行

同　佐藤　卓生

同　中川　綾子　同　三輪　方大

平成二十四年司法試験考査委員に任命する

任期は平成二十四年十月三十一日までとする

平成二十四年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は平成二十四年十月三十一日までとする（各通）

検事

石垣　智子

同　小原　一人　同　菊池　章

同　近藤　裕之　同　内藤惣一郎

同　山内　由光

検事兼法務教官

河原　克巳

平成二十四年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十四年十月三十一日までとする

平成二十四年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十四年十月三十一日までとする（各通）

宇藤　崇　大木　孝

大澤　裕　甲斐　順子　加藤　英継

神田　秀樹　木下　直樹　佐伯　仁志

酒巻　匡　潮見　佳男　志賀　剛一

洲崎　博史　高橋　則夫　武井　洋一

只木　誠　田邊　誠　角田　大憲

道垣内弘人　中山　幸二　奈良　輝久

二宮　照興　野村　修也　野村吉太郎

畑　瑞穂　平谷　正弘　藤田　浩司

船木誠一郎　三原　秀哲　山内　久光

山野目章夫　渡辺　達徳

判事

相澤　哲

判事兼簡易裁判所判事

上拂　大作

同　岡部　純子　同　武部　知子

同　長瀬　敬昭　同　中園浩一郎

同　野村　賢　同　福井　章代

同　安永　健次

平成二十四年司法試験考査委員に任命する

任期は平成二十四年十月三十一日までとする

平成二十四年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は平成二十四年十一月三十日までとする（各通）